

最終改正

令和7年5月22日開催

第14回定時総会

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人甘木朝倉法人会（以下「本会」という。）定款第24条の規定に基づき、役員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう

(2) 常勤の役員とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう

(3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない

(4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう

(報酬)

第3条 常勤の役員の報酬の額は、月額140,000円とする。

2 報酬の支給方法等については、「職員給与規程」を準用する。

3 賞与は支給しない。

(退職手当)

第4条 常勤の役員の退職手当は、2任期(4年)以上在職したときから支給し、在職1カ月につき退職の日におけるその者の報酬月額に100分の7を乗じて得た金額とする。ただし、報酬月額に変更があった場合は、変更前の期間については変更前の報酬月額を基礎に計算する。

2 退職手当の支給方法等については、「職員退職手当支給規程」を準用する。

(旅費交通費)

第5条 役員に支払う旅費交通費について、別に定める役員等旅費規程による。ただし、通勤費の計算方法については、職員給与規程を準用する。

(その他の経費)

第6条 役員が職務遂行にあたって負担する、又は負担した旅費交通費以外の費用については、原則として前もって支払うものとし、前払いが不可能な場合には、請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(適用除外)

第7条 この規程にかかわらず、事務局長が常勤の役員を兼務するときは、職員給与規程又は嘱託職員規程及び職員旅費規程を適用する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第10条 この規程を改廃するときは、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。ただし、別表第1と第2の常勤役員の報酬月額と退職手当の算出については平成24年4月1日からとする。

なお、移行の登記をした日から平成24年3月31日までの報酬の支給額は社団法人甘木朝倉法人会給与規程によるものとする。

附 則

この規程は、平成２９年５月２６日から施行する。

（第６回定時総会）

附 則

この規程は、令和５年５月２５日から施行する。

（第１２回定時総会）

附 則

この規程は、令和７年５月２２日から施行する。

（第１４回定時総会）